

平成 26 事務年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要

経済のグローバル化に伴い、国境を超える取引が恒常的に行われ、企業や個人の海外取引や海外資産の保有・運用形態が複雑・多様化しています。国税庁ではこうした動きに対応し、適正かつ公平な課税の実現のための調査の充実に取り組んでおり、また、近年、G20 や OECD 租税委員会の場でも国際的な脱税及び租税回避行為に対処するための国際協力の機運が一層高まっていることを踏まえ、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換の積極的な実施に努めています。

平成 26 事務年度（平成 26 年 7 月～平成 27 年 6 月）における情報交換の実績は以下のとおりです。

租税条約等に基づく情報交換には、「要請に基づく情報交換」、「自発的情報交換」及び「自動的情報交換」の3つの類型があり、我が国では、いずれについても積極的な実施に努めています。

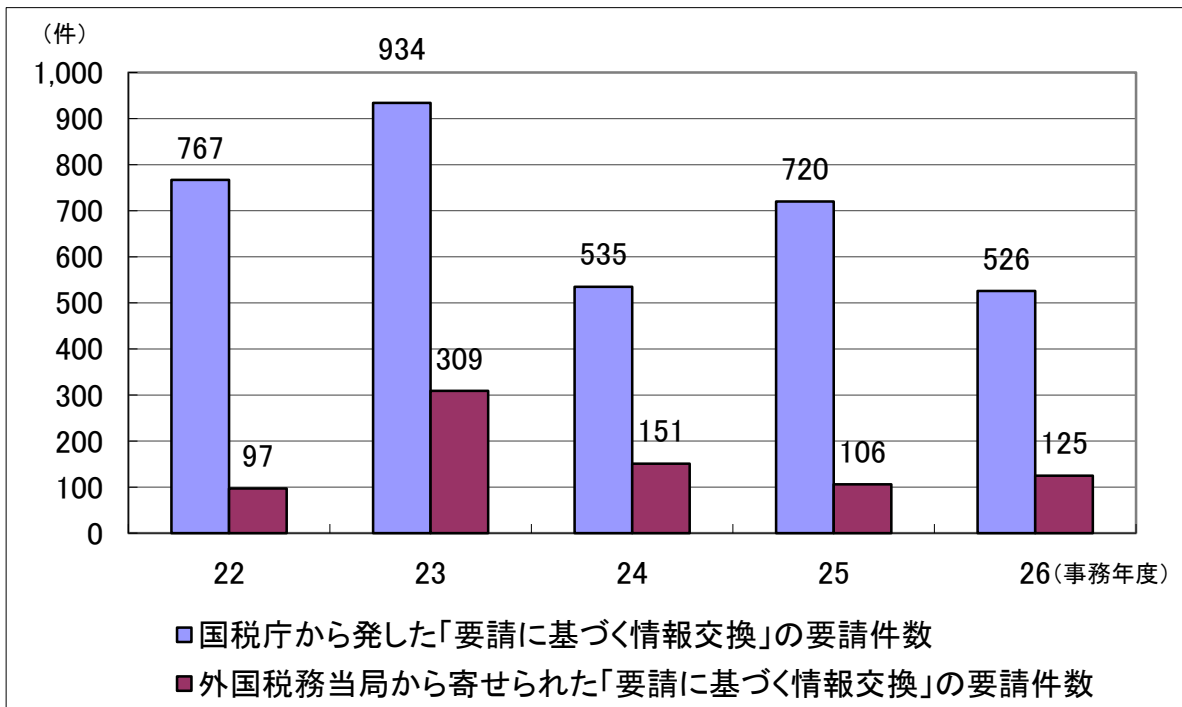
1. 「要請に基づく情報交換」

【ポイント】

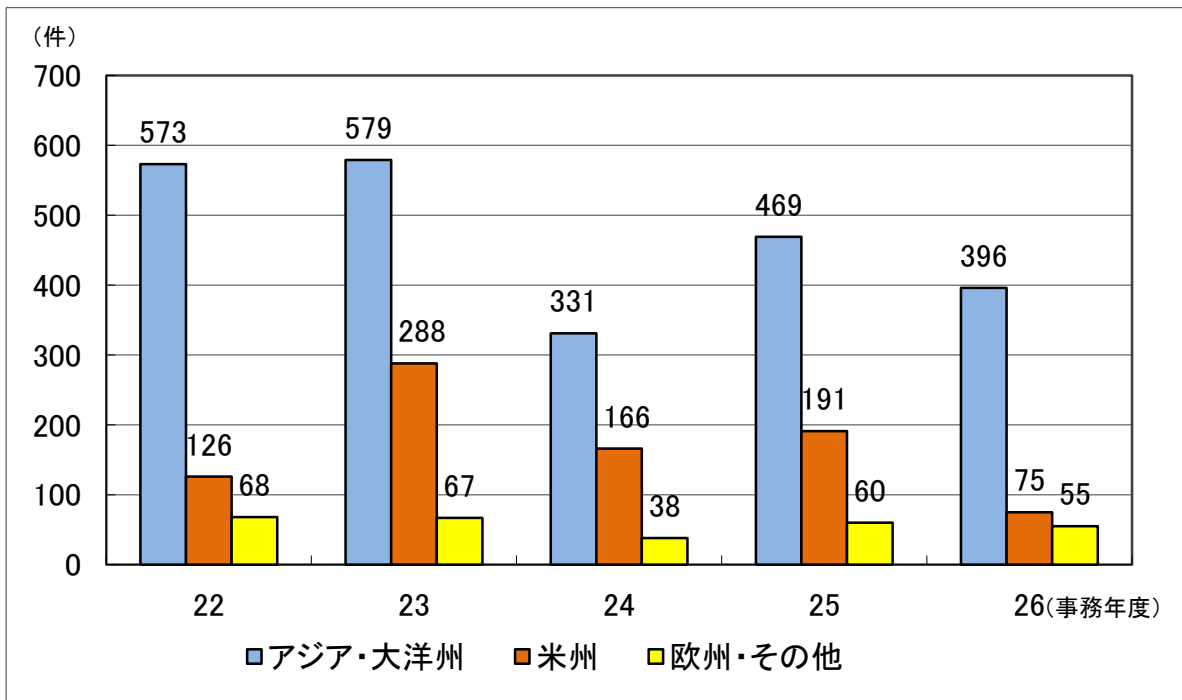
情報交換ネットワーク拡大の流れを受け、「要請に基づく情報交換」の件数は高水準で推移。

- 平成 26 事務年度に国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の要請件数は 526 件となっています。これらを地域別に見ると、アジア・大洋州の国・地域向けの要請が 396 件となり、全体の 7 割以上を占めています。
- 平成 26 事務年度に外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の要請件数は 125 件となっています。国税庁では、外国税務当局から寄せられた「要請に基づく情報交換」についても、迅速・適切な対応に努めています。

グラフ1 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移（平成22～26事務年度）



グラフ2 国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の地域別要請件数の推移（平成22～26事務年度）



- 「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、条約等締結相手国・地域の税務当局に必要な情報の収集・提供を要請するものです。
- 「要請に基づく情報交換」は、海外の法人等との取引の内容や、海外金融機関との取引の内容など、国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっています。
- 「要請に基づく情報交換」を利用することにより、外国税務当局から、海外法人の決算書及び申告書、登記情報、契約書、インボイス、銀行預金口座、海外法人における経理処理が分かる資料のほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングした内容などの情報が提供されており、調査に活用されています。
 なお、オフショア金融センターを有する軽課税国・地域等（いわゆるタックス・ヘイブン）の外国税務当局とも情報交換を実施しています。
 （注）オフショア金融センターとは、特に非居住者向けの金融サービスを促進する制度・仕組等を有する地域をいいます。
- 「要請に基づく情報交換」の枠組みを利用し、国税庁や国税局・税務署の職員が相手当局担当者と直接面談し、調査事案の詳細や解明すべきポイントなどについて説明・意見交換を行う会合を実施しています。通常、租税条約等に基づく情報交換は、関係当局間での文書の送交付により実施することとなりますが、文書のやり取りのみでは外国税務当局の正確な理解を得ることが困難と見込まれる複雑な事案や、特に迅速な情報入手が必要な事案については、このような会合を開催することにより、情報交換の効果的・効率的な実施に努めています。

「要請に基づく情報交換」の活用例

☆ 【国税庁から外国税務当局に対して要請・受領した情報に基づいて課税した例】
 法人税調査において、内国法人が、A国法人からの輸入取引に関してA国個人Bに手数料を支払っていたが、その役務提供の事実が確認できないことから、A国の税務当局に対して、その個人Bに支払った手数料に係る事実関係の確認を要請した。その結果、内国法人が手数料として支払った金員は、架空手数料であることが判明した。

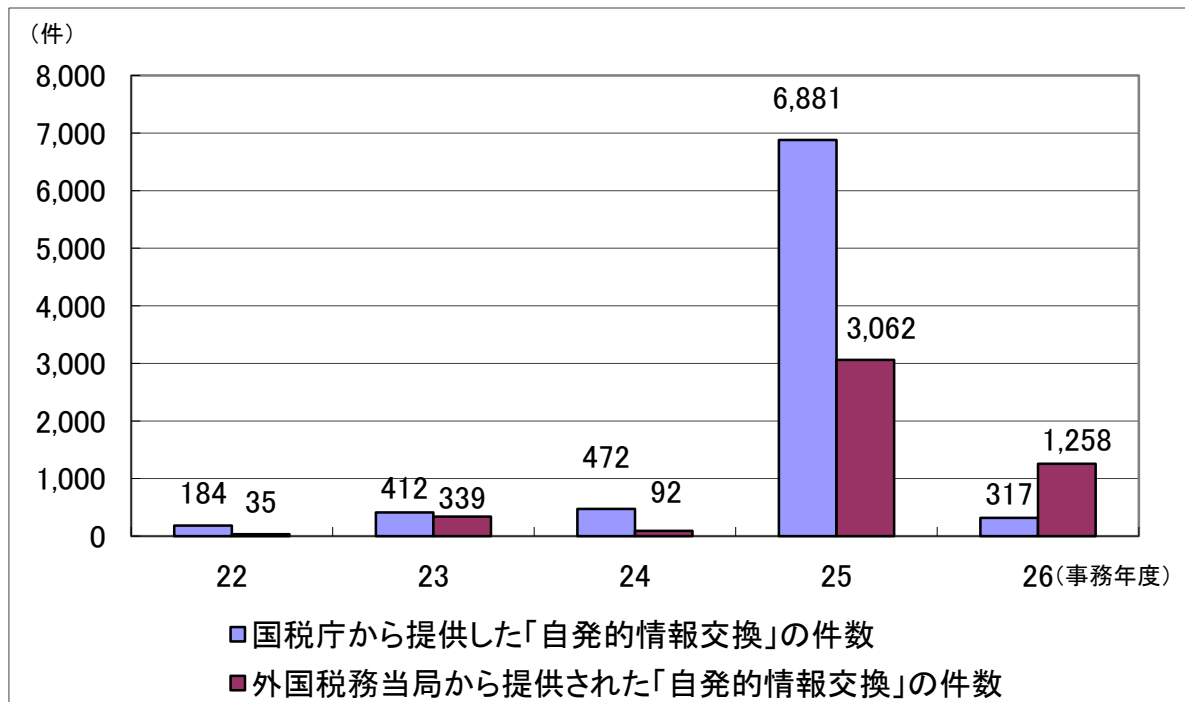
2. 「自発的情報交換」

【ポイント】

国際協力の観点から、租税条約等ネットワークを活用し、外国税務当局に対する自発的な情報提供も積極的に実施。

- 税務当局間における国際的な協力体制の強化が求められる中、国税庁としても外国税務当局と協力・協調し、国際的な脱税及び租税回避行為に対して積極的に取り組んでいます。
- 平成 26 事務年度に国税庁から外国税務当局に提供した「自発的情報交換」の件数は 317 件となっています。他方、外国税務当局から国税庁に提供された「自発的情報交換」の件数は 1,258 件となっています。

グラフ 3 「自発的情報交換」の件数の推移（平成 22～26 事務年度）



- 「自発的情報交換」は、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものです。

- 近年、国境を越える経済取引、資産の移転等が活発化する中、国際的な脱税及び租税回避行為に対する取組が重要な課題となっており、現在、国際的な税務当局間の協力の法的枠組みである租税条約等のネットワークの拡充が進められています。国税庁としても、国際協力の観点から、こうしたネットワークを活用して外国税務当局に対する「自発的情報交換」を積極的に実施しています。

「自発的情報交換」の実施例

☆ 【国税庁から外国税務当局に対して自発的に情報提供をした例】

内国法人が、C国に所在する法人Dに対する業務委託手数料の一部を、法人Dの代表者名義の口座に送金しており、法人Dにおいて代表者名義口座に送金された手数料収入の計上漏れが想定されたことから、この事実をC国の税務当局に提供した。

☆ 【外国税務当局から国税庁に対して自発的に情報提供された例】

E国法人Fが内国法人に対して支払った外注費に関し、その支払いが現金で行われるなどの理由により、内国法人において売上の計上漏れが想定される取引に係る情報を、E国の税務当局から受領した。

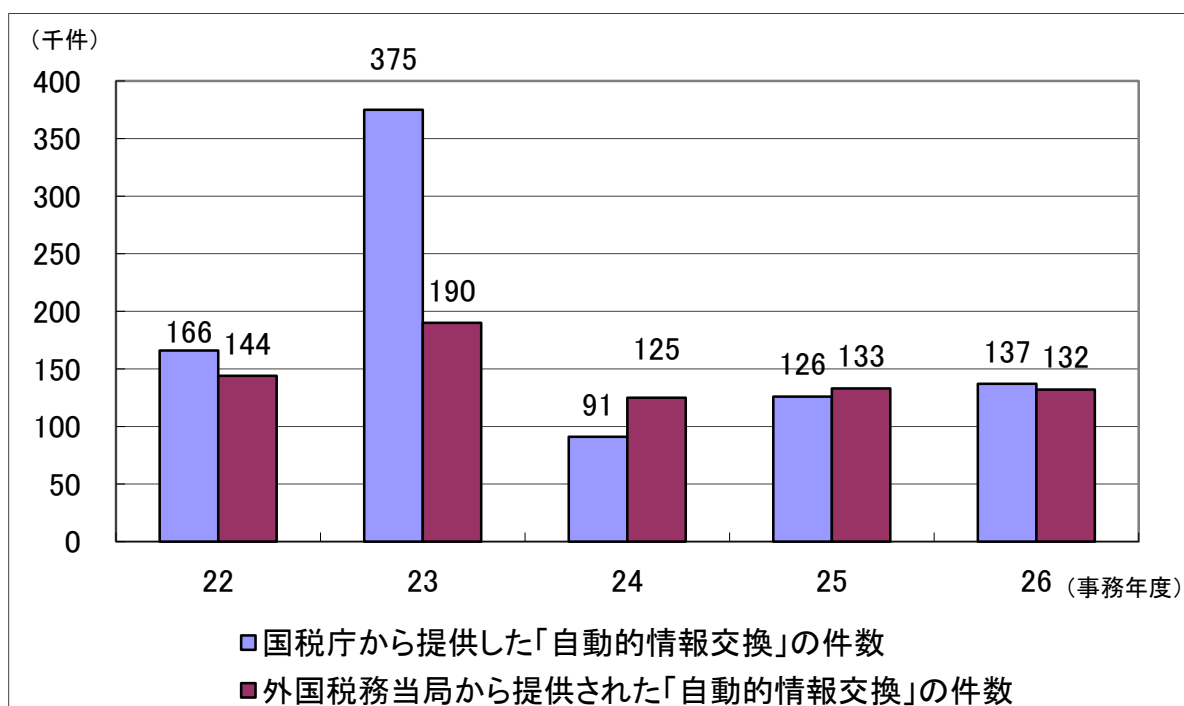
3. 「自動的情報交換」

【ポイント】

法定調書から把握した非居住者等への支払等に関する情報を、外国税務当局との間で交換。海外投資所得の申告漏れの把握等に活用。

- 平成26年度に国税庁から外国税務当局に提供した「自動的情報交換」の件数は、約13万7千件となっています。他方、外国税務当局から国税庁に提供された「自動的情報交換」の件数は、約13万2千件となっています。

グラフ4 「自動的情報交換」件数の推移（平成22～26事務年度）



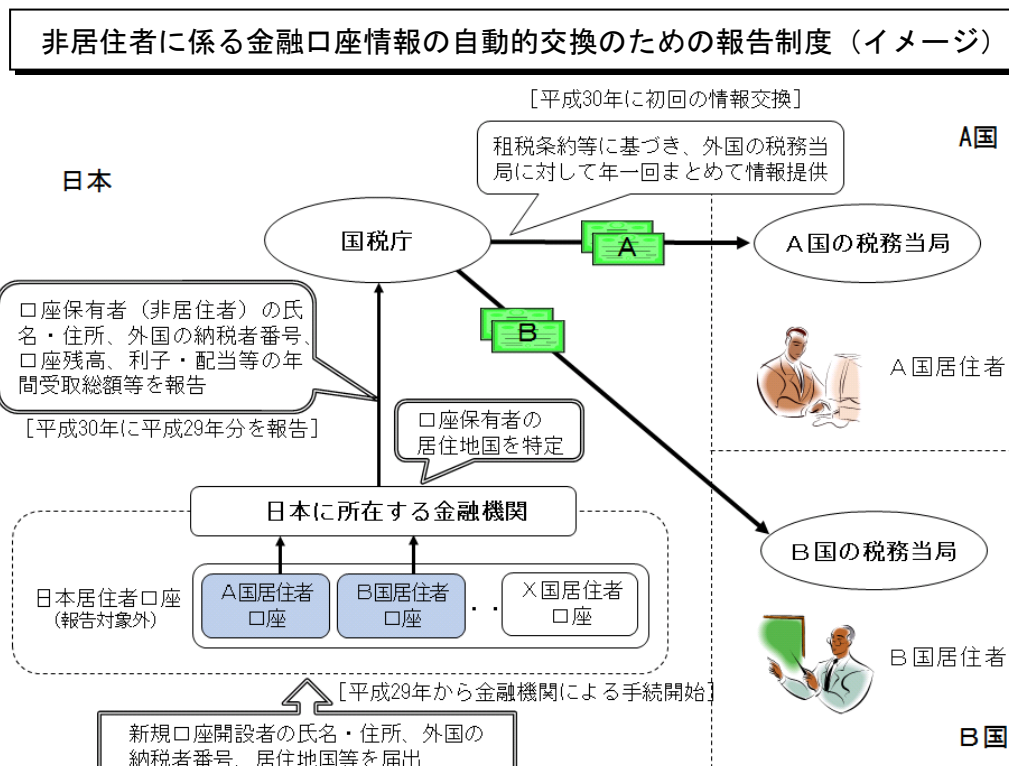
- 「自動的情報交換」は、法定調書から把握した非居住者等への支払等（配当、不動産所得、無形資産の使用料、給与・報酬、キャピタルゲイン等）に関する情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付するものです。
- 国税庁では、外国税務当局から「自動的情報交換」により提供を受けた利子、配当等に関する情報を申告内容と照合し、海外投資所得や国外財産等について内容を確認する必要があると認められた場合には、税務調査を行うなど、効果的に活用しています。

「自動的情報交換」の活用例

☆ 「自動的情報交換」により国税庁が外国税務当局から入手した海外金融機関からの受取利子に関する資料を基に、日本の居住者の申告状況を確認したところ、外国の銀行に預け入れた預金に係る利息が申告されていなかったことから、これを課税した。

【トピック】～自動的情報交換に関する最近の動向～

- 「自動的情報交換」を巡る国際的な取組として、外国の金融機関を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、OECDは、平成26年に、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）及びその実施細目（コメンタリー）を公表し、G20がこれを承認しました。
- この基準によれば、各国の税務当局は、①自国に所在する金融機関から非居住者が保有する金融口座の口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報の報告を受け、②租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対しその情報を提供します。この取組が開始されれば、国税庁も外国税務当局から、我が国の居住者がその外国の金融機関に保有する口座情報の提供を受けることになります。
- この基準に対応するため、我が国では、平成27年度税制改正において、国内に所在する金融機関から口座保有者の氏名、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報を報告させる制度を導入しました。同制度は平成29年1月1日から施行され、平成30年4月30日までに国内に所在する金融機関から初回の報告、同年9月30日までに初回の情報交換がなされる予定です。



《参考》

租税条約等に基づく情報交換ネットワークの現状

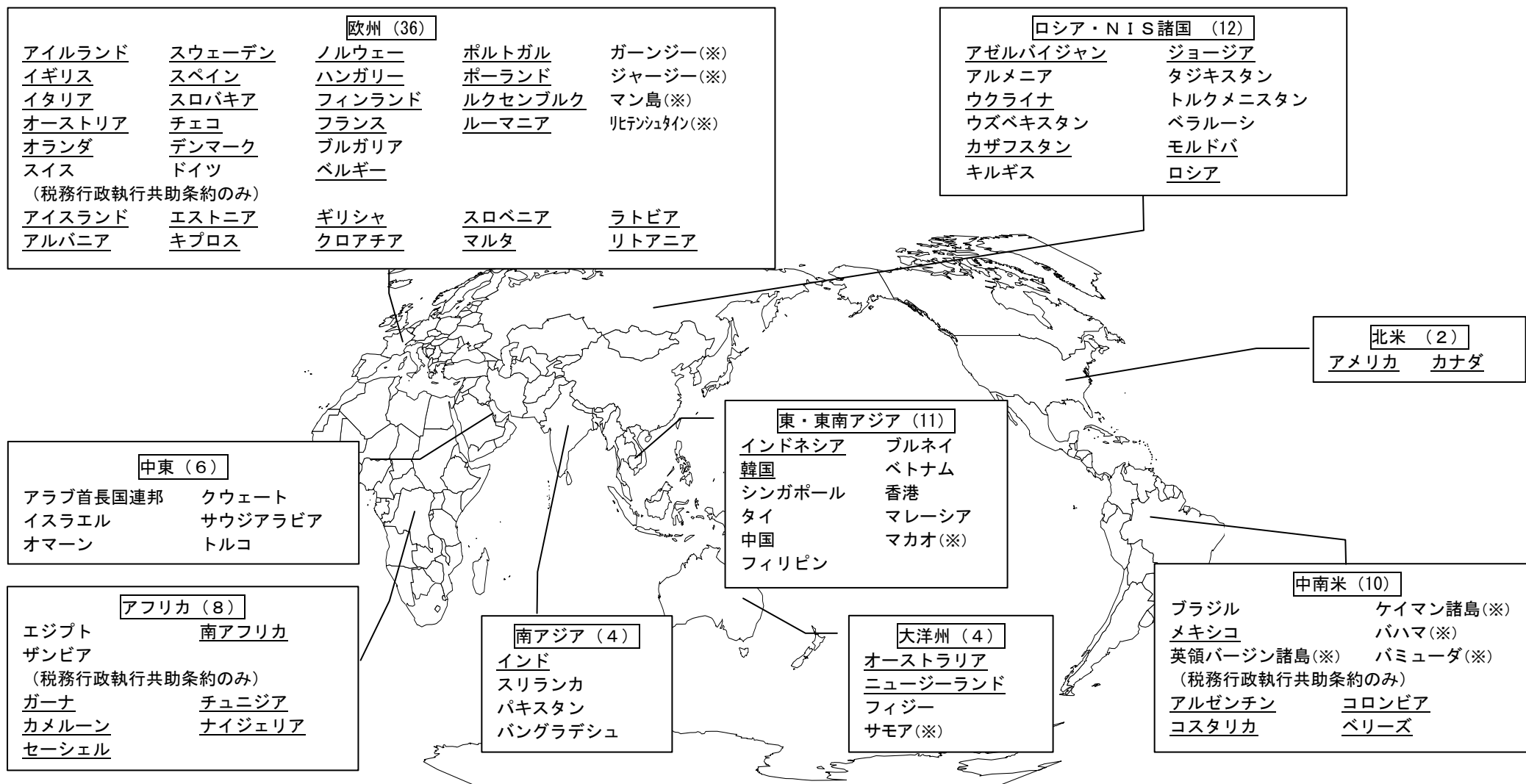
【ポイント】

租税に関する情報交換の重要性に関する世界的認識が高まる中、我が国の租税条約等のネットワークも、64条約（93か国・地域に適用）まで拡大。

- 経済の国際化が進展する中、国際的租税回避行為への対応を強化するため、各国では、租税条約等に基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られています。我が国においても、新たな租税条約等の締約を進め、また既存の租税条約等を改正するなど、国際的な基準に則った情報交換に関する枠組みの整備を図っています。
- 最近では、二国間の枠組みとして、マカオ（平成26年5月）、オマーン（平成26年9月）、英領ヴァージン諸島（平成26年10月）、アラブ首長国連邦（平成26年12月）との租税条約等が発効しました。これらの租税条約等の全てに情報交換規定が設けられています。
- また、平成25年10月1日には、多国間の枠組みとして税務行政執行共助条約（以下「執行共助条約」といいます。）が我が国において発効しました。
執行共助条約は、本条約の締約国間で、租税に関する行政支援（情報交換・徴収共助・送達共助）を相互に行うための多国間条約であり、本条約を締約することにより、より多くの国と協力して国際的な脱税及び租税回避に適切に対処していくことが可能になります。
なお、平成27年11月1日現在、執行共助条約が発効している国は、日、米、英、仏、伊、韓等54か国となっています。
- 二国間の租税条約等及び多国間の執行共助条約を併せると、平成27年11月1日現在、発効済みの租税条約等は64条約、適用対象国・地域は93か国・地域となっており、国税庁としては、この租税条約等のネットワークを通じて積極的に情報交換に取り組んでまいります。

我が国の租税条約ネットワーク

《64 条約、93 か国・地域／平成 27 年 11 月 1 日現在》



(注1) 多国間条約である税務行政執行共助条約、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約の複数国への承継のため、条約数と国・地域数が一致しない。

(注2) 条約数、国・地域数の内訳は以下のとおり

- ・ 二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約 (いわゆる租税条約) : 53 条約、64 か国・地域
- ・ 租税に関する情報交換を主たる内容とする条約 (いわゆる情報交換協定) : 10 条約、10 か国・地域 (図中、(※) で表示)
- ・ 税務行政執行共助条約 (締約国は我が国を除いて全 53 か国 (図中、国名に下線)、うち我が国と二国間条約を締結していない国は 19 か国)